

近江八幡市食品ロス削減推進計画

令和4年3月

目次

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画対象	3
第4節 計画期間	3

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 食品ロスの現状	4
第2節 日本の食品ロスの発生状況	5
1. 滋賀県の状況	5
2. 本市の状況	5
3. 食品ロスに関する市民アンケート	6
4. 食品ロスの実態調査	10
第3節 本市の課題	12
1. 家庭系食品ロスの課題	12
2. 事業系食品ロスの課題	12

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念	13
第2節 計画の基本方針	13
1. 食品ロス量や発生要因等の把握	13
2. 食品ロス発生抑制のための啓発・情報収集	13
3. 市民・事業者・関係団体・行政の連携協力による食品ロス削減の推進	13
4. 食品ロス削減に向けた体制の整備	13
第3節 各主体の役割と行動	13
1. 市民（消費者）の役割・行動	13
2. 事業者の役割・行動	14
3. 市の役割・行動	14
第4節 基本目標	15

第4章 施策の展開

施策① 調査	16
施策② 認識	16
施策③ 実践	16
施策④ 連携協力	16

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理	18
-------------	----

参考資料

近江八幡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

食品ロス削減推進計画策定部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

まだ食べることができる食品、いわゆる可食廃棄物が、日本国内における生産、製造、販売、消費等の各段階において日々継続して廃棄されており、世界的にも上位に位置する「食品ロス」¹が大量に発生しています。

また、健康状態を維持するための最低限の栄養さえも十分に摂取することのできない人々が全世界で多数存在する状況下において、食料自給率の低さゆえに大量の食料を輸入に依存し、大量に廃棄している我が国は、食品ロスの削減推進は真摯に取り組むべき課題であると考えられます。

近年、食品ロスに関する国際的関心が高まるなか、平成27年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発のための目標（SDGs）²において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられ、食品ロスの削減は経済・環境・社会において国際的にも重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、我が国では、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法）が制定されました。この法律では、食品ロス削減を「国民運動」として展開し、消費者（国民）、事業者、そして行政が、それぞれの立場で食品ロス削減を進めることが明示されました。また、滋賀県においても、「滋賀県食品ロス推進削減計画」を令和3年3月に策定するなど、食品ロス削減の取組の機運はますます高まっています。

本市でも、令和3年度に改定予定の「近江八幡市環境基本計画」や「近江八幡市一般廃棄物処理基本計画」に食品ロス対策を施策の柱の一つとして位置付け、消費者（市民）、事業者、関係団体、国、県等の関係者と連携協力を図りながら、食品ロス削減への各種取組を推進するため、「近江八幡市食品ロス削減推進計画」を策定します。

¹ 「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと

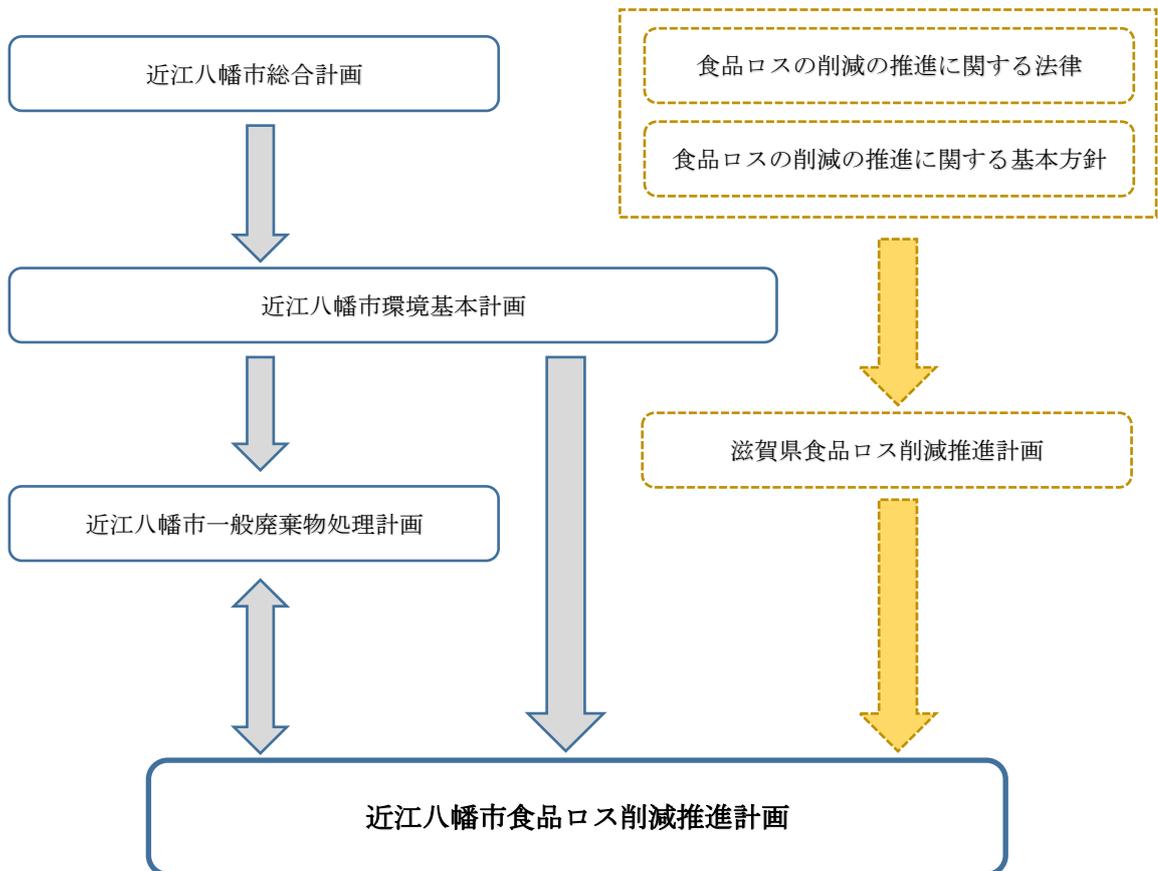
² 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、17の目標と169のターゲットから構成される。格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標

第2節 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び「滋賀県食品ロス削減推進計画」を踏まえて、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置付けます。

また、本計画は「一般廃棄物処理計画」のうち食品ロス削減に関する事項を具体化した個別計画として位置付けるとともに、「近江八幡市環境基本計画」等、関連法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとしします。

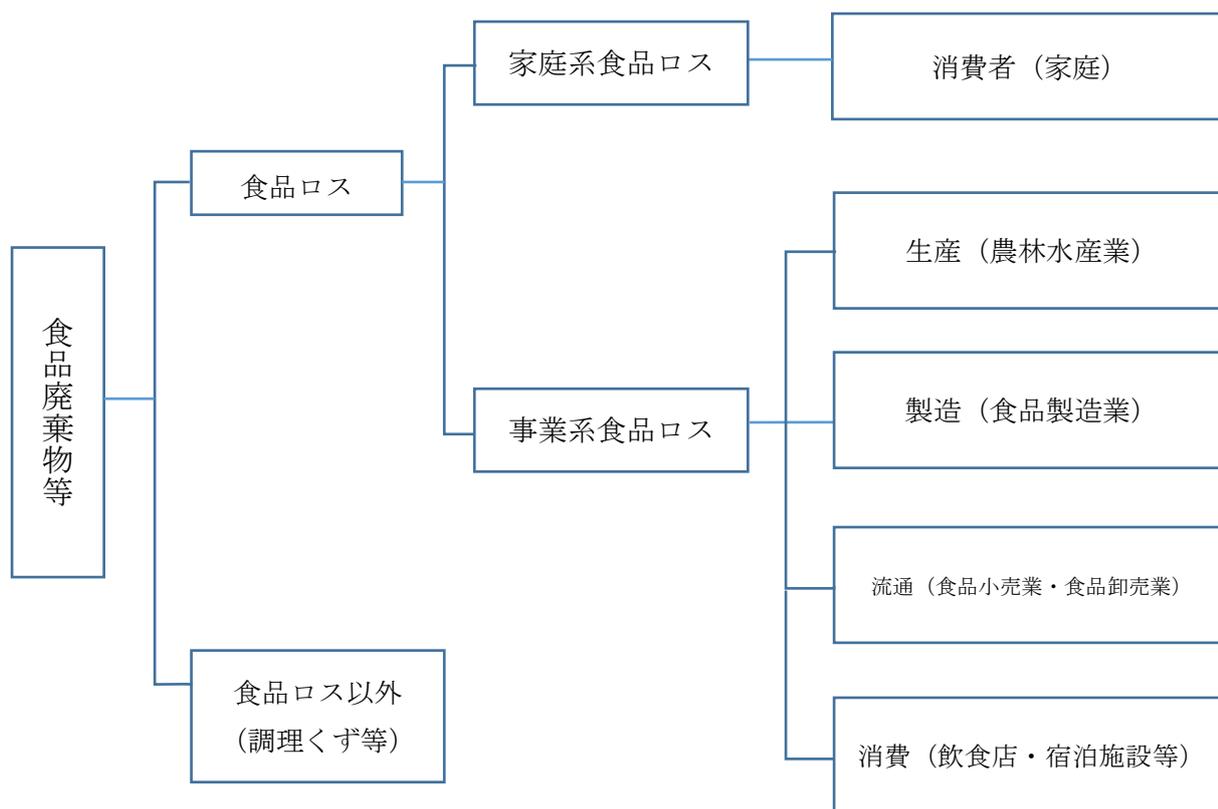
図表1-1：本計画の位置付け



第3節 計画対象

本計画の対象区域は本市全域とします。本計画の範囲は、家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）及び事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）³の発生抑制、食品廃棄物の減量、資源化等に関するものとします。

図表1-2：食品ロス（一般廃棄物）の区分



第4節 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。また、一般廃棄物処理基本計画が概ね5年毎に見直すこととされていることから、社会情勢等を注視しつつ実情に合わせて本計画についても見直しを行います。

また、食品ロスの状況の変化、施策の実施状況、国や県の基本方針の見直し等を踏まえ、計画期間であっても必要な見直しを行うものとします。

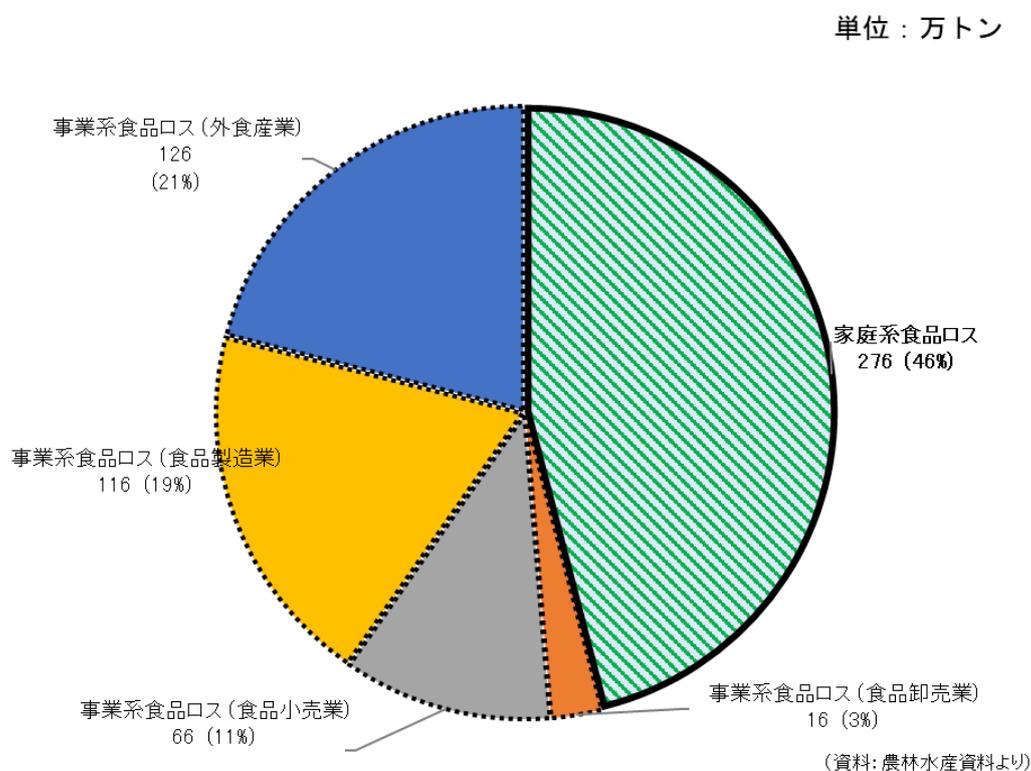
³ 本計画対象の「事業系食品ロス」は、主に事業系一般廃棄物のこと

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 日本の食品ロスの現状

国全体の食品廃棄物等は年間約2,531万トン（平成30年度国推計）にのぼり、うち食品ロスの発生量は、年間約600万トンと推計され、国民1人1日当たり約130g発生しています。発生量の内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し、過剰除去⁴、直接廃棄⁵）が276万トン、事業系食品ロス量（規格外品⁶、返品、売れ残り、作りすぎ等）が324万トンと推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳は、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めています。

図表2-1：日本の食品ロス量（平成30年度国推計値）



国民1人あたりの家庭系食品ロス量

年間 約22kg 1日 約61g

- ⁴ 「過剰除去」とは、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のこと。例えば、野菜・果物等の皮を厚く剥きすぎるものなど
- ⁵ 「直接廃棄」とは、冷蔵庫等に保管されたまま調理されず、食品として食卓に上がらず、捨てられたもの
- ⁶ 「規格外品」とは、重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや、包材の不良が発生した商品等のこと

第2節 食品ロスの発生状況

1. 滋賀県の状況

滋賀県民の一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は830g（平成29年度推計）となっています。平成29年度の家庭系食品ロスの発生量については、年間2.8万トンの推計されており、県民1人当たり年間約19.8kg発生していることとなります。全国の状況と比較するとやや少ないものの、県民1人1日当たり約53gの食品ロスが発生していると推定されます。

2. 本市の状況

本市における、一般廃棄物の市民1人1日当たりのごみ排出量は926g（令和元年度推計）となっており、滋賀県内及び全国平均の平均排出量より高い数値となっています。

また、本市における食品ロス発生量（家庭系）については、国の推計方法⁷をもとに試算すると、年間約1千800トンが発生していると推定されます。これは、市民1人当たり年間約22kg発生していることとなり、全国平均とほぼ同じ状況であるものの、まだ食べることができる食品が多く捨てられています。

これらの捨てられた食品にかかる処理費用⁸は、年間約9千304万円と推計され、食品ロスは本市及び市民生活に大きく影響しています。

市民1人1日当たりの家庭系食品ロス量

年間 約22kg

1日 約60g

⁷ 「国の推計方法」とは、家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の平均発生量の割合及び食品廃棄物に占める食品ロス量の平均割合による推計方法

⁸ 「処理費用」の計算方法は、ごみステーションから収集運搬し、環境エネルギーセンターで処理するまでにかかる費用のこと（約51.7円/kg）

3. 食品ロスに関する市民アンケート

家庭での食品ロスの現状について、アンケートを実施しました。アンケート概要については、下記のとおりとなります。

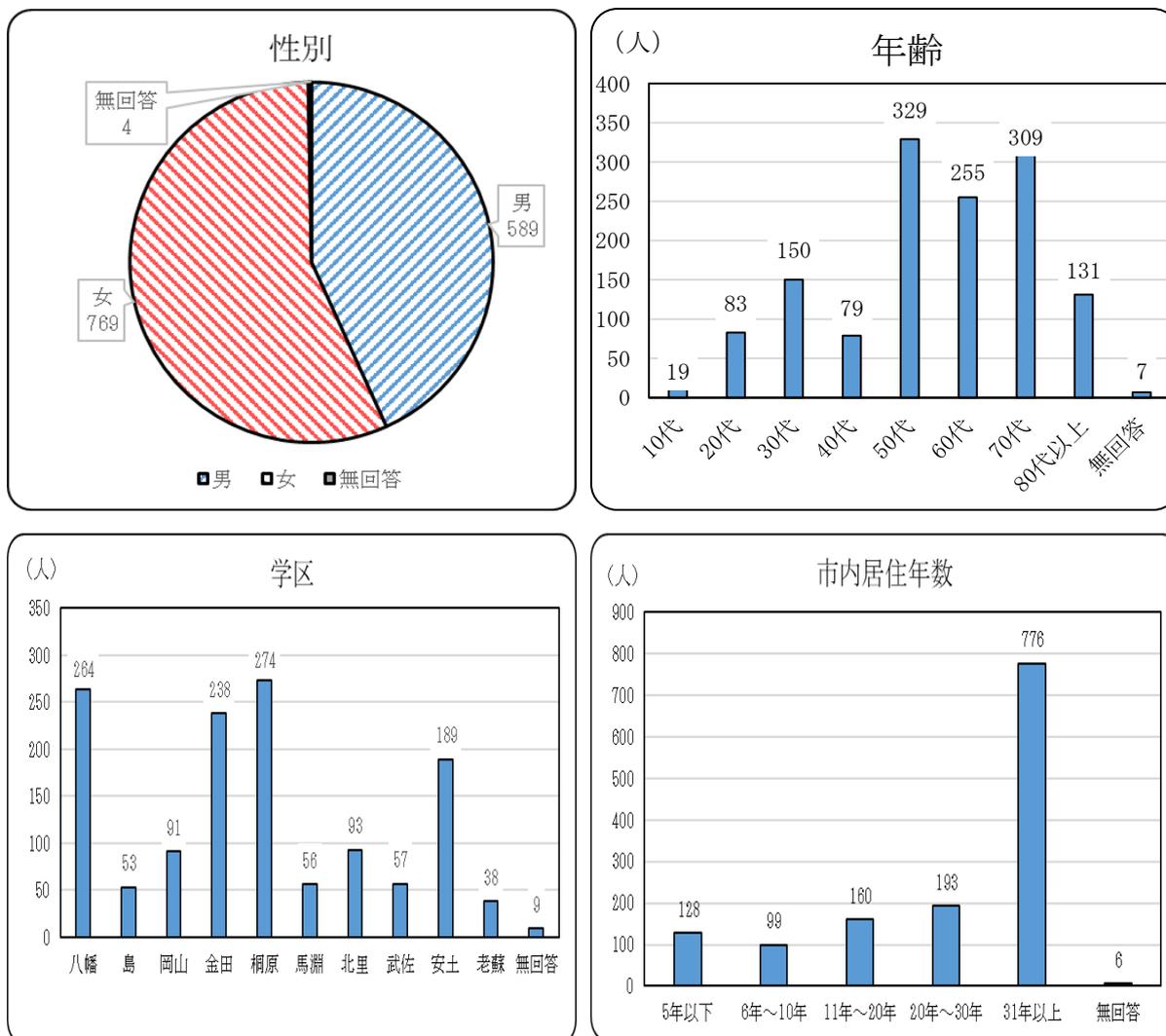
【実施期間】 令和3年8月～令和3年9月

【回答者数】 1,362人／3,000人（約45%）

問① アンケート回答者情報

アンケート回答者の割合として女性が多く、年齢は50代～70代が多い傾向に見られました。また、市内居住年数が31年以上で、八幡・金田・桐原・安土学区に住まれている方が多い傾向にあります。

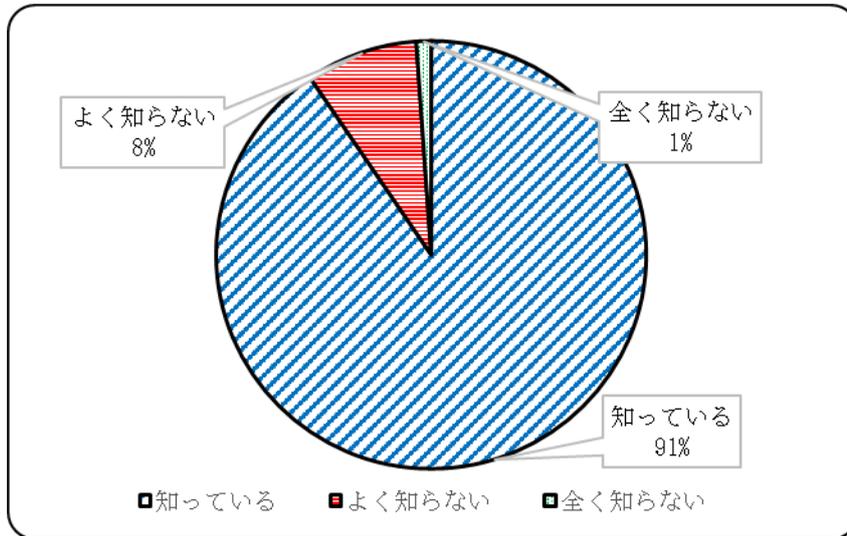
図表2-2：回答者（性別・年齢・学区・市内居住年数）



問② あなたは「食品ロス」が問題になっていることを知っていますか。

食品ロスが問題になっていることについて、90%以上の方が認知しており、滋賀県が行った県民アンケートでは約87%の認知度であったため、県調査（県民アンケート）と比べ本市の方が認知度が高いことが分かりました。

図表2-3：食品ロス問題の認知度

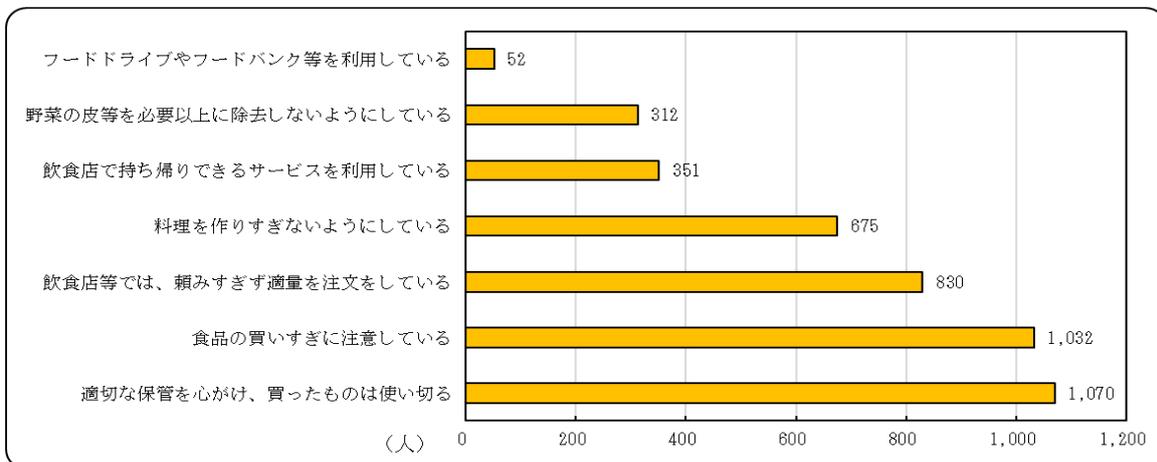


問③ あなたは「食品ロス」を減らすために、取り組んでいることはありますか。

食品ロスを減らすための取組として、「適切な保管を心がけ、買ったものは使い切る」が最も多い回答であり1,070人（約79%）の方が取り組まれています。次に「食品の買いすぎに注意している」と回答した方が多く、「飲食店等では、頼みすぎず適量を注文をしている」に取り組まれている方も多く見られました。

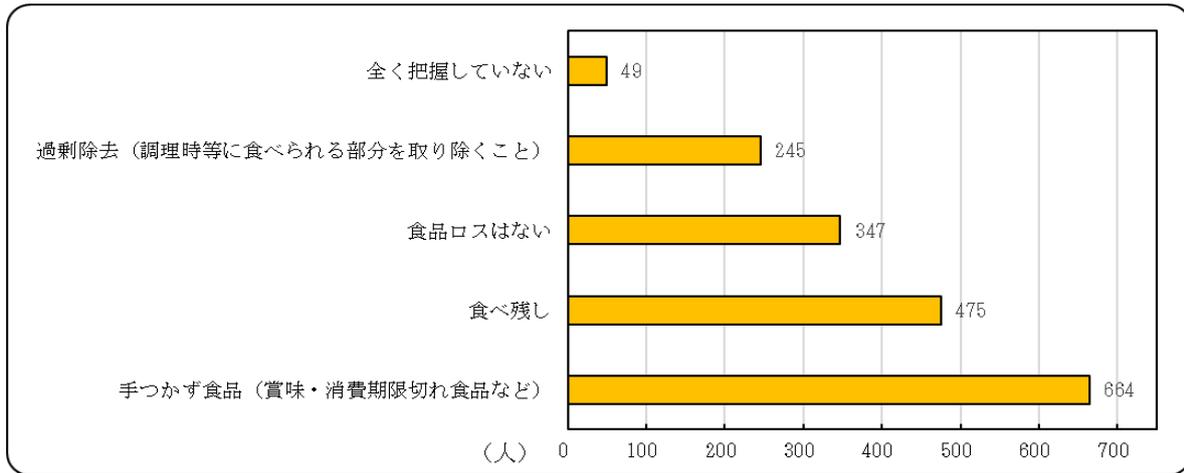
また、最も少ない回答として「フードバンクやフードドライブ等を利用している」と回答した方は52人でした。

図表2-4：食品ロスを減らすための取組について（複数回答可）



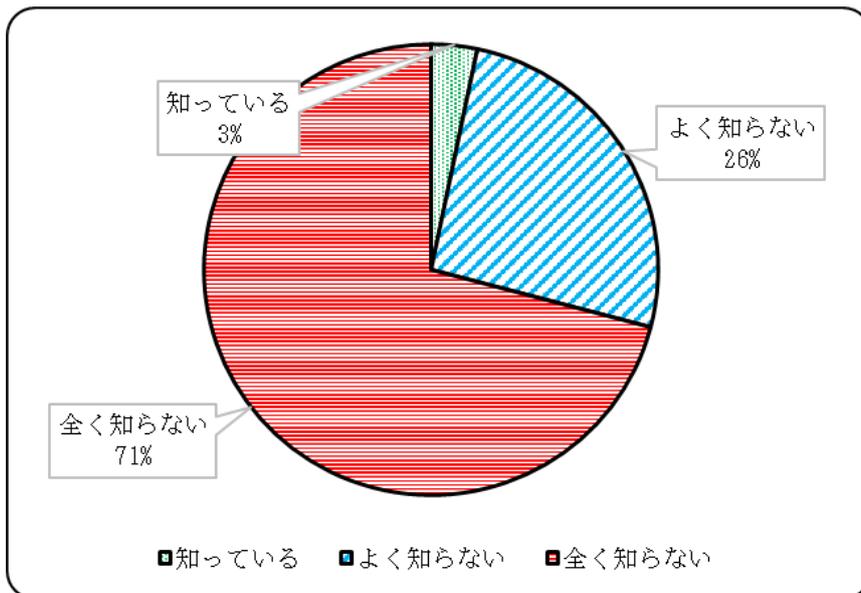
問④ あなたのご家庭の中で発生する食品ロスで多いと思われるものは何ですか。
 家庭で発生する食品ロスとして、「手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品など）」と回答した方が最も多い回答であり664人（約49％）でした。また、「食べ残し」や「食品ロスはない」と回答した方も多く見られる一方で、全く把握していないと回答した方は49人でした。

図表2-4：あなたのご家庭の中で発生する食品ロスで多いと思われるものは何ですか。
 （複数回答可）



問⑤ 本市で啓発している「料理との一期一会（15・18）運動」を知っていますか。
 「料理との一期一会（15・18）運動」を「知っている」と回答した割合は約3％に対して、「よく知らない」・「全く知らない」と回答した割合は約97％でした。

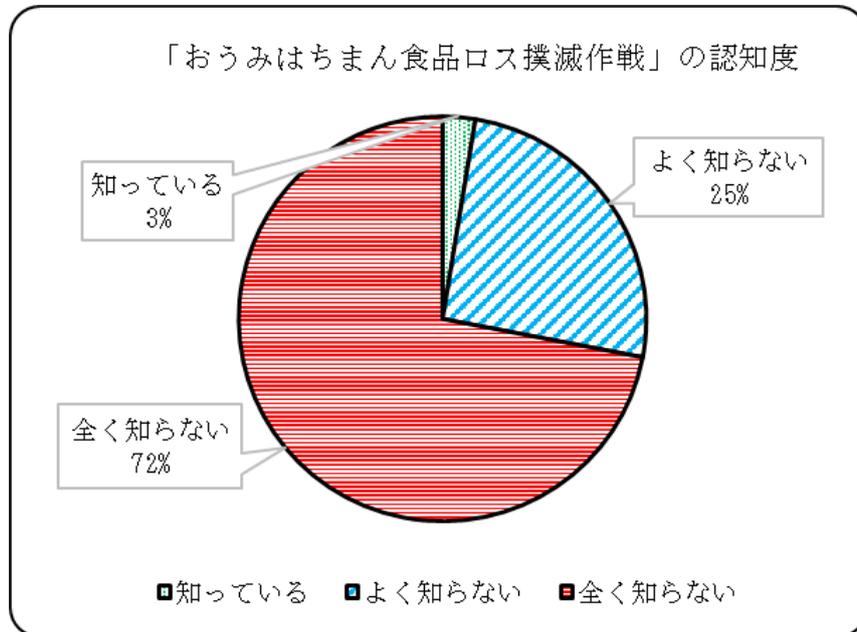
図表2-5：「料理との一期一会（15・18）運動」の認知度



問⑥ 本市で啓発している「おうみはちまん食品ロス撲滅作戦」を知っていますか。

「おうみはちまん食品ロス撲滅作戦」を「知っている」と回答した割合は約3%に対して、「よく知らない」・「全く知らない」と回答した割合は約97%でした。

図表2-5：「おうみはちまん食品ロス撲滅作戦」の認知度



4. 食品ロスの実態調査

家庭から排出されるごみに占める食品ロスの割合を把握するために、ごみ袋の開封調査を実施しました。調査内容については、下記のとおりとなります。

調査実施日 : 令和3年11月上旬
 調査対象地域 : 市街地及び郊外 2箇所
 対象とする一般廃棄物 : ごみステーションに排出された燃えるごみ

ごみの開封調査方法・手順については、環境省の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開封調査手順書」のとおり実施しました。

図表2-6：ごみ袋開封調査結果（試料総量及び食品廃棄物・食品ロス量）

単位：kg

区分		市街地	郊外	2地区平均
調査対象試料総量		491.7	308.8	400.2
食品廃棄物等	総量(kg)	113.1	108.6	110.9
	割合(%)	23.0	35.2	29.1
食品ロス以外（調理くず等）		73.8	79.4	76.6
その他 （ペットフード・花・出しガラ等）		12.1	6.4	9.3
食品ロス量	直接廃棄 （手つかず100%残存）	13.5	14.1	13.8
	直接廃棄 （手つかず50%以上残存）	4.0	1.5	2.7
	直接廃棄 （手つかず50%未満残存）	1.2	0.7	0.9
	食べ残し	8.6	6.4	7.5
	計（総量）	27.2	22.8	25.0

図表 2-7：食品廃棄物に占める食品ロスの割合

単位：%

区分	市街地	郊外	2地区平均
直接廃棄 (手つかず100%残存)	11.9	13.0	12.5
直接廃棄 (手つかず50%以上残存)	3.5	1.4	2.4
直接廃棄 (手つかず50%未満残存)	1.0	0.7	0.8
食べ残し	7.6	5.9	6.8
計	24.1	21.0	22.6
その他 (ペットフード・花・出しガラ 等)	10.7	5.9	8.3
調理くず(食品ロス以外)	65.2	73.1	69.2

図表 2-8：直接廃棄(手つかず)の期限表示別割合

単位：%

区分		市街地	郊外	平均
直接廃棄 消費期限	期限内	0.0	0.0	0.0
	期限切れ	28.7	11.5	20.1
直接廃棄 賞味期限	期限内	4.3	1.1	2.7
	期限切れ	7.3	11.8	9.5
表示なし		59.9	75.6	67.7

図表 2-9：本市及び全国平均の食品廃棄物の割合・食品ロスの割合

単位：%

区分	市街地	郊外	2地区平均	全国平均 (平成29年度)
家庭系収集ごみに占める 食品廃棄物の割合	23.0	35.2	29.1	31.5
食品廃棄物に占める 食品ロスの割合	24.1	21.0	22.6	34.9

今回のごみ袋開封調査結果から、市街地ではごみ全体に占める食品廃棄物の割合が低く、食品ロスの割合が高い傾向が分かりました。その一方で、郊外では食品廃棄物の割合が高く、食品ロスの割合が少ない傾向であることが分かりました。

また、調査を行った2地区の食品ロスの平均割合(22.6%)は、全国平均(34.9%)より低いことが分かりました。

本市の課題

本市の現状や市民アンケート結果、実態調査等から、以下のとおり家庭系食品ロスと事業者系食品ロスに区分けして、本市の食品ロス対策に関する主な課題を整理しました。

1. 家庭系食品ロスの課題

- ①市民の食品ロス問題への認知度は高く、食品ロスを減らすための取組も多くの方が取り組まれているが、滋賀県の食品ロス量と比較すると発生している食品ロス量は多いため、家庭で実践できる具体的な食品ロスの削減方法（生ごみ処理器の利用等）及び関連する法律や事業等について、広報や啓発を行う必要があります。
- ②家庭から発生する食品ロスの中で「手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品など）」が最も多いため、冷蔵庫や食品庫にある食材の確認等の徹底を啓発する必要があります。
- ③「料理との一期一会（15・18）運動」⁹及び「おうみはちまん食品ロス撲滅作戦」について、9割以上の市民に周知されていないため、広報や啓発方法をより工夫する必要があります。また、国や県では「30・10（さんまる・いちまる）運動」が推進されています。今後は、本市では周知されていない料理との一期一会（15・18）運動から30・10（さんまる・いちまる）運動に移行することも検討する必要があります。
- ④家庭から発生する食品ロス量や発生要因等の実態について、定期的に組成調査や実態調査（ごみ袋の開封調査）を行い、市が詳細なデータを把握する必要があります。
- ⑤食品ロス削減の活動や具体的な取組を身近に感じてもらうため、実際に活動を行っている人の意見や感想を共有し、取組を促していく必要があります。

2. 事業者系食品ロスの課題

- ①多量の食品ロスが発生している可能性がある食品関連事業者（生産者、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を対象にアンケートや組成調査のデータ収集等を行い、市が食品ロスの発生量や発生要因を把握する必要があります。
- ②宴会等で発生しやすい「食べ残し」について、料理との一期一会（15・18）運動または30・10運動を啓発、実施し、外食時の食品ロス削減を推進する必要があります。
- ③「フードバンク・フードドライブ¹⁰」を活用している事業所の活動例を情報共有し、取組を促していく必要があります。
- ④持ち帰り対応店の拡大に向けた啓発や支援、事業者の食品ロス削減の取組の見える化を行う必要があります。

⁹ 「料理との一期一会（15・18）運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後の15分間と終了前の18分間は自席について料理を食べ切るように呼び掛ける運動のこと。

※「30・10運動」は上記の内容を、30分と15分に置き換えたもの

¹⁰ 「フードバンク・フードドライブ」とは、家庭で余った食材や事業者が販売困難になった食品等などの寄付を受け、家庭や福祉施設等に無償で提供する社会福祉活動のこと

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念

本計画の基本理念は、次のように定めます。

市民総参加でフードエコ 食べ残しゼロのまちへ！

本市に携わる全ての人々が連携協力し、食品ロス削減のために取り組むとともに、環境保護への取り組みも実践していくことを目指します。

第2節 計画の基本方針

計画理念に基づき、以下の4つの基本方針に取り組めます。

1. 食品ロス量や発生要因等の把握

家庭系・事業系の食品ロスに分けて、本市で発生している食品ロス量や発生要因を把握するため、調査を実施します。

2. 食品ロス発生抑制のための啓発・情報収集

市民および事業者が食べ残しをゼロにするということを目指し、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動に移すことができるよう、継続した普及啓発及び情報収集を実施します。

3. 市民・事業者・関係団体・行政の連携協力による食品ロス削減の推進

市民（消費者）・事業者、関係団体、行政の連携協力のもと、未利用食品の活用や販売、外食等で発生する食品ロス削減の取組や生ごみ処理器の普及について推進します。

4. 食品ロス削減に向けた体制の整備

市民（消費者）、事業者、関係団体、庁内各部署が積極的に食品ロス削減対策に取り組むとともに、相互に情報共有及び連携できる体制を整えます。

第3節 各主体の役割と行動

「食品ロス削減推進法」では、市民（消費者）、事業者及び市の役割や行動が明記されています。このことから、本計画では各主体に求められる役割を以下のとおり設定します。

1. 市民（消費者）の役割・行動

- ①食品ロス問題の状況や削減の必要性・重要性について理解を深めます。
- ②日々の暮らしの中で、自身が排出している食品ロスについて適切に把握します。
- ③食材の買い出しの際に、食べきれぬ量、使い切れる量を購入します。

- ④購入してすぐに食べるものは商品棚の手前にある商品等を積極的に選ぶ「てまえどり」を実践します。
- ⑤調理の際は必要以上に皮をむかない等「過剰除去」を行いません。
- ⑥冷蔵庫等を定期的に整理、確認し残っている食材から使用することで「手つかず食品」の発生を防ぎます。
- ⑦外食の際は食べきれぬ量を注文し、「料理との一期一会運動」または「30・10運動」を実践します。
- ⑧食品ロス削減に関する国、県及び市の施策について知るとともに、積極的な参加・実践に努めます。

2. 事業者の役割・行動

- ①食品ロス問題の状況や削減の必要性・重要性について理解を深め、従業員への啓発も努めます。
- ②事業活動から発生する食品ロス量や発生要因を把握します。
- ③過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロスの削減に努めます。
- ④市民（消費者）に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。
- ⑤フードバンク・フードドライブ活動とその役割を理解し、未利用食品を有効活用するよう努めます。
- ⑥食品ロス削減に関する国、県及び市の施策について知るとともに、積極的な参加・実践に努めます。

3. 市の役割・行動

- ①市内における食品ロスの発生量や発生要因等を定期的に把握します。
- ②市民団体、事業者等が行う取組に対し、積極的に協力・支援を行います。
- ③市民（消費者）、事業者、関係団体、国及び県との連携を図り、食品ロス削減の取組が促進されるよう、推進体制を整備します。
- ④生ごみ処理器購入補助金の啓発・拡充による生ごみのたい肥化を推進します。
- ⑤食品ロス削減に関する情報や施策等を市広報誌やHP、ごみ分別アプリやSNS等を活用し、分かりやすい内容で市民や事業者等に周知・啓発を図ります。

第4節 基本目標

国は、SDGsを踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、平成12年度比（2000年度比）で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させるという目標を設定し、基本方針においてもこれらの削減目標の達成を目指し、取組を推進することとしています。

図表3-1：国内の食品ロス量（総量）及び削減目標



また、本市においても、食品ロス量を半減させるというSDGsの達成に向け、市民（消費者）、事業者、関係団体、行政の多様な主体が連携協力し、食品ロス削減の問題に対して率先して取り組み、次のように数値目標を設定します。

図表3-2：食品ロス量の削減目標（家庭系食品ロス）

区分	基準年度 令和元年	目標年度 令和13年	目標削減量	目標削減率
本市の食品ロス量	1,800t	1,350t	△450t	△25%
1人1日当たりの食品ロス量	60g	45g	△15g	

※対象は家庭系食品ロス量

令和13年度までに1人1日当たりの食品ロス量

15g削減（令和元年度比）

目標の達成のためには、前節の各主体（市民・事業者・市）が役割を認識し、行動を実践する必要があります。その中でも下記の3つの行動の普及、実践を徹底し、食品ロスの削減を目指します。

1. 購入してすぐに食べるものは「てまえどり」を実践すること。
2. 食材の皮等を必要以上に剥かない「過剰除去」を行わないこと。
3. 冷蔵庫等を定期的に整理、確認し「手つかず食品」を発生させないこと。

第4章 施策の展開（体系・内容）

基本方針1 食品ロス量や発生要因等の把握

施策①（調査）

- 市民アンケートによる意識調査の実施
- 食品関連事業者へのアンケート調査の実施
- 家庭系・事業系可燃ごみの組成調査及び展開検査の実施
- 給食残菜（食べ残し）の調査

基本方針2 食品ロス発生抑制のための啓発・情報収集

施策②（認識）

- 「料理との一期一会（15・18）運動」または「30・10運動」及び「おうみはちまん食品ロス撲滅作戦」の普及啓発
 - ・啓発のためのチラシの配布やポスターなどの掲示
- 食品ロス削減に関する出前講座の実施
 - ・自治会や各学区と連携して、各学区コミュニティセンター等にて積極的に展開
- 小学校環境教育の実施
 - ・食品ロスに関する授業（食べ残しをテーマにした指導等）の定期的な実施
- ごみ分別アプリやSNS等を利用した積極的な情報発信
 - ・食材廃棄の少ない料理（エコレシピ）や余った料理をリメイク（アレンジレシピ）などの情報発信
- 「生ごみのひとしぼり運動」の普及啓発
 - ・生ごみのひとしぼりを実践した写真などを掲示
- 食品ロス削減に積極的な事業者や団体との情報共有
 - ・食品ロス削減推進事業者や団体と定期的な情報共有

基本方針3 市民・事業者・関係団体・行政との連携協力による食品ロス削減の推進

施策③（実践）

- フードバンク・フードドライブ事業等の未利用食品活用の推進
 - ・社会福祉協議会や関係団体、各コミュニティセンターと連携し実施
- 事業者向け講習会の開催
 - ・商工会議所・商工会等と連携した取組
- 食料品小売店の食品ロス削減の取組推進
 - ・ばら売りや量り売り、てまえどり等について促進
- 飲食店や宿泊施設の食品ロス削減の取組推進
 - ・小盛りメニューや食べ残しの持ち帰り、完食に対しての独自サービス等について推進
- 災害時用備蓄食料等の有効活用
 - ・消費期限や賞味期限が切れる前に有効活用することを推進

- 消費期限切れ食品の廃棄削減の実施
 - ・市民及び事業者に対して、食材の適正な管理や再利用の推進
- 生ごみ処理器等によるたい肥化の推進
 - ・生ごみ処理器購入補助金の拡充
 - ・市民団体等による活動を支援
- 三方よしフードエコ推奨店登録制度（滋賀県）の推進
 - ・滋賀県食品ロス削減推進担当課と連携し、登録店の促進

基本方針４ 食品ロス削減に向けた体制の整備

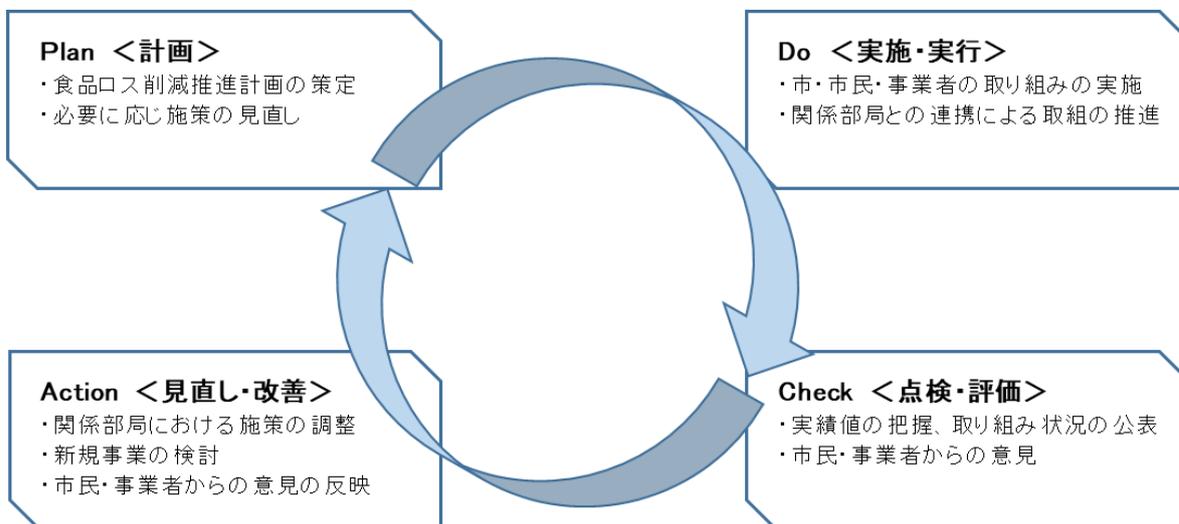
施策④ （連携協力）

- 食品ロス削減に向けた協議会の設置
- 庁内関係部局等との連携した施策の実施
 - ・家庭系・事業系ごみの組成調査
（環境課・環境エネルギーセンター）
 - ・フードバンク・フードドライブ等の未利用食品活用の推進
（環境課・社会福祉協議会）
 - ・消費者に対する出前講座
（環境課・消費生活センター（人権・市民生活課））
 - ・災害時用備蓄食料の有効活用
（環境課・危機管理課・各課）
 - ・小学校での授業や出前講座による啓発
（環境課・教育委員会）
 - ・市場から発信する食文化事業
（環境課・産業経済部）
 - ・「一期一会（15・18）運動」または「30・10運動」の普及啓発
（環境課・産業経済部）
 - ・食品ロス削減推進事業者の表彰制度を実施
（環境課・産業経済部）
 - ・食品ロス削減推進団体の表彰制度を実施
（環境課）

第5章 計画の進行管理

本計画を推進するにあたって、施策の取組状況を把握するとともに、定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った的確な進行管理を行います。

図表5：計画進行管理のイメージ



計画策定体系

令和3年度 近江八幡市廃棄物減量等推進審議会 委員9名

(敬称略、順不同)

会長	奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 環境生態工学課程 教授
副会長	和田 有朗	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授
副会長	平尾 良雄	市連合自治会 副会長
	丹波 喜徳	東近江水環境自治協議会 代表
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	坪田 清美	近江八幡市健康推進協議会
	矢野 すみ子	近江八幡市消費生活研究会 代表
	木田 幸司	近江八幡市商工会議所
	高木 敏弘	安土町商工会 会長

令和3年度 近江八幡市食品ロス削減推進計画策定部会 委員4名

(敬称略、順不同)

部会長	和田 有朗	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	矢野 すみ子	近江八幡市消費生活研究会 代表
	木田 幸司	近江八幡市商工会議所